

＜第一部＞

「我が国における循環経済施策の動向」

環境省

環境再生・資源循環局 資源循環課長 相澤 寛史

我が国における循環経済施策の動向

環境省 環境再生・資源循環局
資源循環課
相澤寛史



世界動向

EU

【バリューチェーン規制】

- 廃自動車（ELV）規則案（欧州委、欧州議会、欧州理事会の三者協議を経て、2026年6月に採択）

➢ 新型車への再生プラ使用義務化等
15%（2032年） → 25%（2036年）

- バッテリー規則

➢ 廃バッテリーの回収義務化、バッテリー製造時の再生材利用の義務化等

- 容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）

➢ 容器別に再生材利用率目標等

【情報開示義務化】

- 企業持続性報告指令（CSRD）により資源循環の情報開示義務化

➡ EU域外の企業への対象拡大を予定。

【輸出輸入】

- 廃棄物輸送規則改正により、EU域外への廃電子機器等の輸出規制を強化

アメリカ

国内で発生する高品質銅スクラップの一定割合について、2027年から国内販売を義務づけ

G7各国

- 2023年、民間企業の行動指針である「循環経済及び資源効率性原則（CEREP）」を策定。
- 2025年、「重要鉱物行動計画」を採択。リサイクルの多角化、国内実施も行動の1つに位置付け

中国

- 7種のレアアース関連品目を含む重要鉱物に対し、輸出管理を実施
- 金属スクラップ（銅・アルミ）輸入規則緩和
- 国策のリサイクル会社「中国資源循環集団」を設立し、電池材料等の希少資源のリサイクルを実施

資源国等における輸出制限措置

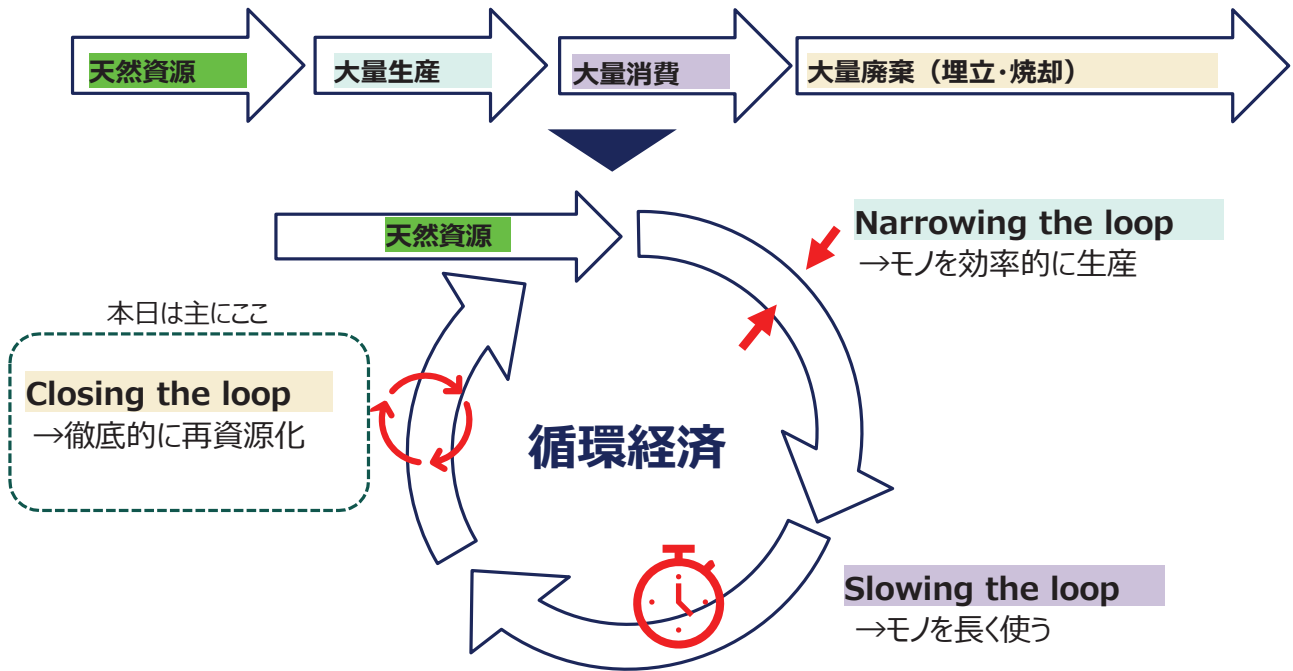
【インドネシア】

- ニッケル鉱石の輸出禁止措置

【コンゴ民主共和国】

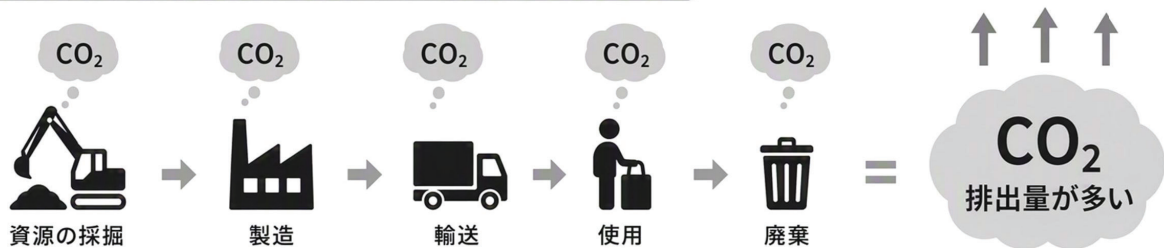
- 2025年2月～10月までコバルトの輸出禁止措置を実施。10月中旬以降、年間輸出割当制を導入。

循環経済

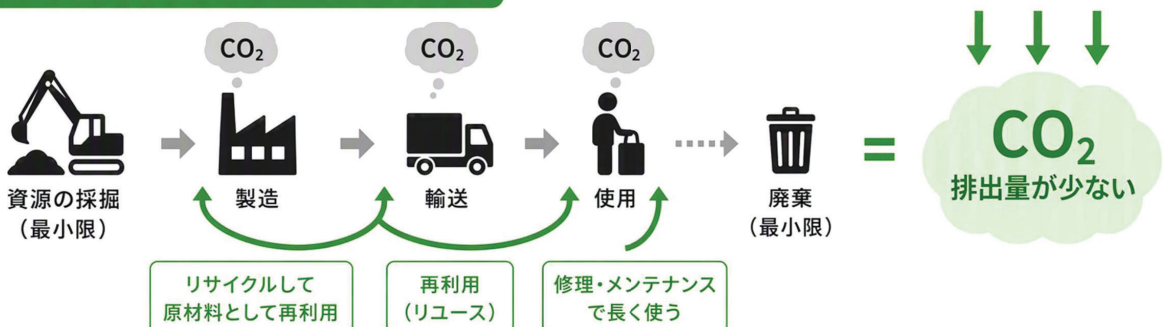


2

リニアエコノミー



サーキュラーエコノミー



3

循環経済に関する関係閣僚会議・循環経済行動計画



第1回 2024年7月30日

・第五次循環型社会形成推進基本計画案 ～循環経済を国家戦略に～

第2回 12月27日

・循環経済への移行加速化パッケージ

地域の循環資源を生かした豊かな暮らしと地域の実現

国内外一体の高度な資源循環ネットワークの構築

資源循環市場の創出拡大に向けた国内外のルール形成

第3回 2026年3月6日 政策課題への対応

第4回 4月21日 循環経済行動計画

再生資源供給サプライチェーンの強靱化（重要鉱物、金属資源等）

日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築

地域循環資源の徹底活用による地域活性化

資源循環分野の国際ルール形成

循環経済を国民運動に



https://www.kantei.go.jp/jp/pages/20260306choukan_junkan.html

会議構成員

議長：内閣官房長官

副議長：経済産業大臣、環境大臣

構成員：内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、同(地方創生)

農林水産大臣、国土交通大臣、(第3回以降)総務大臣、外務大臣、財務大臣

4

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律

令和6年5月29日公布



再生材の質と量の確保と脱炭素化等の取組を加速化し、資源循環産業のさらなる発展を後押し

資源循環産業・事業者全体の底上げ

基本方針

高度化に向けた判断の基準

実施状況の報告・公表

再資源化事業等の高度化の促進（3つの環境大臣認定制度）

・廃棄物処理法における各種許可手続きを不要とする等の特例

<①事業形態の高度化>

製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、広域的な分別収集・再資源化の事業を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

<②分離・回収技術の高度化>

再生材を回収する分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進



例：太陽光パネルのガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

温室効果ガス削減効果を高めるための高効率な設備導入等を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI-IoT等の導入事例集

令和7年11月21日 全面施行

高度化法コールセンター

電話番号 03-6759-6027、Eメール: circular@sanpainet.or.jp

各認定に税制優遇措置等（固定資産税、法人税、財政投融資）＋伴走支援（削減効果）

5

資源有効利用促進法 2025年改正 2026年4月施行



① 再生資源の利用計画策定・定期報告(指定脱炭素化再生資源利用促進製品)

- 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、**再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める**

② 環境配慮設計の促進(資源有効利用・脱炭素化促進設計指針)

- 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、**特に優れた環境配慮設計**（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の**認定制度を創設**。
- 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置**

③ G Xに必要な原材料等の再資源化の促進(指定再資源化製品)

- 高い回収目標等を掲げて**認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例**（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、**回収・再資源化のインセンティブを付与**

④ C E（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- シェアリング等の**C Eコマース事業者の類型を新たに位置づけ**、当該事業者に対し**資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定**。

環境省共管

経済産業省「第11回 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会」資料を基に作成

6

(参考) 資源法改正の各施策の今後のスケジュール



① 再生資源の利用計画策定・定期報告 (指定脱炭素化再生資源利用促進製品)

R8.4.1 改正資源法 施行
対象製品：自動車、家電4品目、容器包装
対象素材：再生プラスチック
R9年度 再生材利用に関する計画の提出 開始
R10年度 再生材の利用の定期報告 開始

② 環境配慮設計の促進 (資源有効利用・脱炭素化促進設計指針)

R8.4.1 改正資源法 施行
対象製品：50品目(主に自動車、小電・家電)
以降
・各業界団体において、製品別に特に優れた環境配慮設計基準やガイドラインの策定・提案
⇒業界提案を踏まえて、製品別の認定基準（省令）を順次策定
⇒製品製造事業者から認定申請の受付開始

③ G Xに必要な原材料等の再資源化の促進 (指定再資源化製品)

R8.4.1 改正資源法 施行
対象製品：PC、携帯電話、モバイルバッテリー
加熱式タバコ、LiB使用製品
以降
・一定量以上の製造事業者等に対し、判断基準に基づく対応
・製造事業者からの自主回収・再資源化事業の申請

④ C E（サーキュラーエコノミー） コマースの促進

R8.4.1 改正資源法 施行
対象製品：家電4品目/オフィス家具/複写機
対象事業者：製造、修理、輸入、賃貸事業者

7

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律 2026年6月5日公布

2030年代後半以降の大量廃棄へ備える必要。

課題：①埋立処分費用とリサイクル費用との差額が大きい

②全国的な処理体制が構築途上

①国による基本方針の策定

②多量の事業用太陽電池廃棄物の排出者等への規制

- 国が定める判断基準（段階的に強化）に基づくリサイクルの取組を義務付け（指導・助言、勧告・命令）
- 排出実施計画の事前届出義務

③費用効率的なリサイクルを促進するためのリサイクル事業者への措置

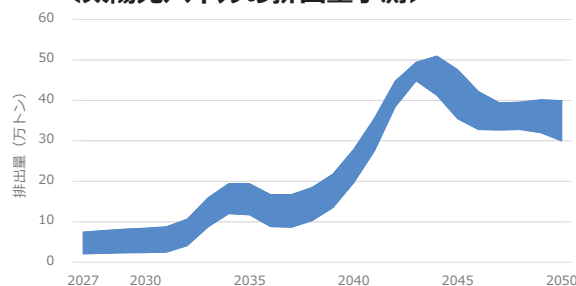
- 効率的なリサイクル事業者を認定し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする特例措置、保管基準の特例措置等

④製造業者等に対する措置

⑤制度の見直しに向けた検討

※公布から1年半以内の施行を予定

＜太陽光パネルの排出量予測＞



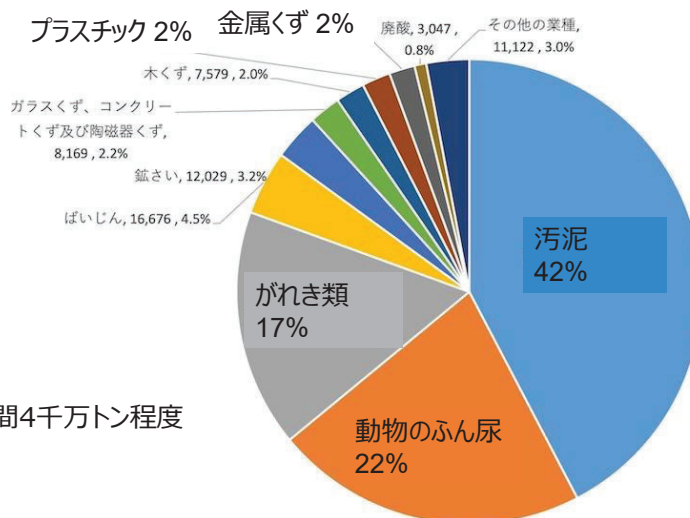
2026年10月6日 合同審議会資料より

廃棄物の排出状況（2022年度）



産業廃棄物 3億7,407万トン（約9割）
排出事業者責任

一般廃棄物 4,034万トン（約1割）
市町村に包括的な処理責任



※有価物を含めず
（例）鉄スクラップは、年間4千万トン程度

産業廃棄物の排出及び処理状況等 産廃処理振興財団HP

地域資源関係の政策 食品ロス削減、サステナブルファッション、使用済み紙おむつリサイクル



①食品ロス削減

将来像

2000年度比で2030年度までに食品ロス半減目標の早期達成

取組

- 地域的な取組の強化
 - ・自治体の食品ロス、食品リサイクルに関する取組事例集公表
 - ・食品の焼却・埋立ゼロを目指す先行エリア創出に関する手引き策定
- 消費者等の効果的な行動変容の促進
 - ・家庭で余っている食品寄附（フードドライブ）や、食べ残し持ち帰り（mottECO）に関する手引き策定
- 食品ロス削減推進表彰
 - ⇒令和7年度から自治体の取組を対象へ明記



②サステナブルファッション推進

将来像

2020年度比で2030年度までに家庭から廃棄される衣類の量を25%削減

取組

- 2025年度にアクションプランを取りまとめ
- 循環型ファッション推進に向けた使用済み衣類回収システムの構築
- 循環型ファッションシステム構築に係る取組強化
- 消費者への啓発や情報発信

③使用済み紙おむつのリサイクル推進

将来像

2030年度までに紙おむつリサイクルの実施・検討を行った自治体を150に（2023年度調査では78自治体）

取組

- 使用済み紙おむつのリサイクルに関する知見の整理・発信
 - ・2026年4月にガイドラインを改定
- 使用済み紙おむつのリサイクルに関する自治体への直接支援

リユース等の促進に関するロードマップ 2026年3月策定



1. リユース業の信頼性向上

優良事業者ガイドラインの策定

2. リユースに触れる機会の拡充

リユース接触機会の拡充に向けたモデル創出
リユース先進自治体の拡大

3. リユース需要の喚起

リユース品の公共調達等の推進
リユース促進キャンペーン、リユースのメリット等の発信・教育促進

4. 基盤づくり

リユース価値の『見える化』の実施
国内外のリユースに係る重点調査の実施



目指すべき将来像

適正なリユース市場の創出

リユースの裾野の拡大

リユースを「当たり前」に

自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム



- 環境省において、経済産業省と連携し、**産官学連携の下、我が国における戦略的対応を検討するためのコンソーシアム**を令和6年11月20日に立ち上げ。
- 令和6年度2回開催し、動静脈連携に基づく取組（設備投資や実証事業）の必要性やその実現に向けた国の支援策等について議論し、**令和7年3月31日に「自動車向け再生プラスチック市場構築アクションプラン」**を公表。
- 令和7年度も2回開催し、再生プラスチック安定供給体制の構築に向けて**再生プラスチック集約拠点**の必要性を提示し、**令和8年3月3日に「産業競争力のある再生プラスチック市場構築のためのロードマップ」**を取りまとめた。

令和6年度

第1回会合（11月20日）、第2回会合（3月17日）

【主な議題】

- 自動車向け再生プラスチックに関する現状について
- 自動車向け再生プラスチック市場構築のための課題とアクションプラン(案)について

令和7年度

第1回会合（10月28日）

【議題】

- 市場構築・拡大に向けて必要な施策（「再生プラスチック集約拠点」等）

第2回会合（3月3日）

【議題】

- 市場構築・拡大に向けた施策の概要とロードマップ案（「再生プラスチック集約拠点」等）



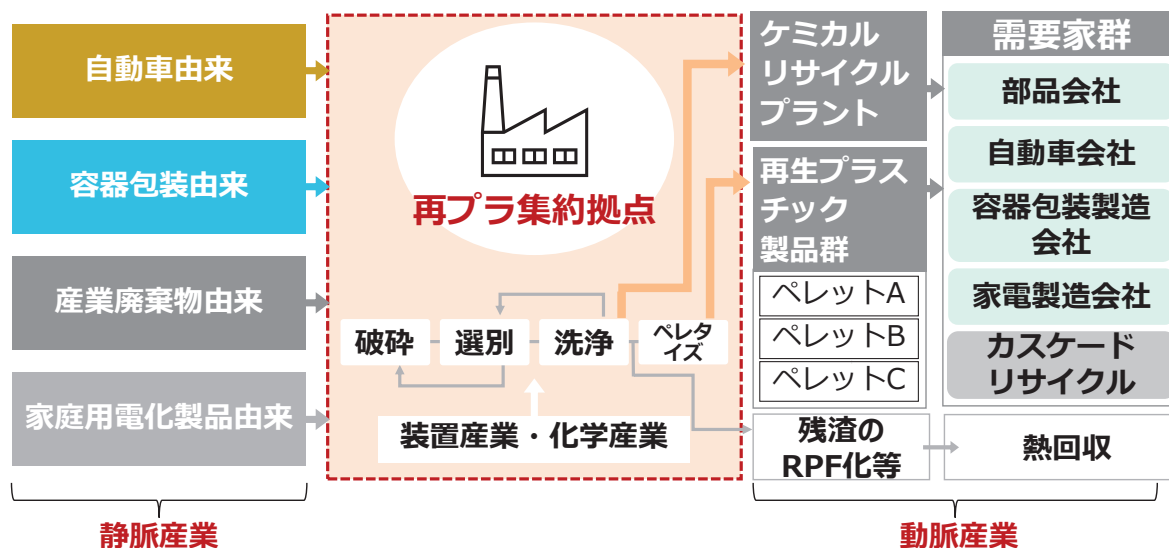
令和7年度第1回会合の様子
※石原前環境大臣が冒頭挨拶

12

再生プラスチック集約拠点のイメージ



プラスチックの製造量 約900万トン
国内リサイクル量 約40万トン → 質と量の大幅向上が必要



13

循環経済パートナーシップ (J4CE)

2021年発足
環境省・経済産業省・経団連

- ◆ 循環経済に関する日本の取組事例の収集と国内外への発信・共有
- ◆ 循環経済に関する情報共有やネットワーク形成
- ◆ 循環経済促進に向けた対話の場の設定



サーキュラーパートナーズ (CPs)

サーキュラーエコノミーに関する
産官学のパートナーシップ



14

廃棄物処理法等の改正

2026年6月16日公布



<不適正なスクラップヤードへの規制強化>

- ・保管又は再生を行う事業を、許可制
- ・対象物品に応じた保管、再生の方法の基準
基準違反に、改善命令、措置命令、罰則
- ・環境汚染のおそれのある物品の輸出の際の
環境大臣の確認

→ 対象・基準等の詳細（政省令）について検討中

<施行期日> 公布の日から2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日



<災害廃棄物の処理の推進>

市町村による災害廃棄物処理に係る計画策定、民間事業者等との災害支援協定、
民間の最終処分場に対する都道府県知事の指定制度

<施行> 2026年9月16日

PCB（ポリ塩化ビフェニル）特別措置法等の改正

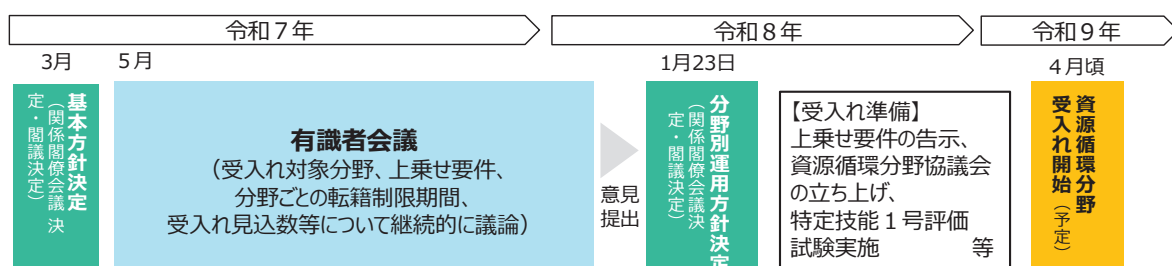
2026年6月16日公布

高濃度PCB廃棄物について、今後、処理能力を有する民間処理施設で安全に処分
低濃度PCB使用製品の管理基準や届出制度

15

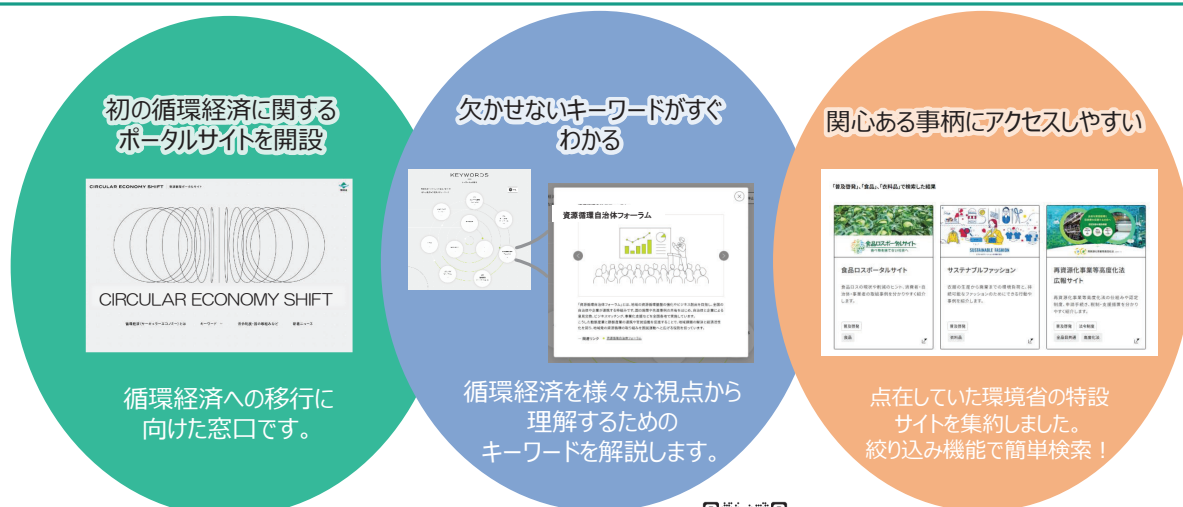
特定技能制度・育成就労制度による外国人材確保

- **特定技能制度**は、国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受入れることを目的とする制度。
- **育成就労制度**は、育成就労産業分野における就労（原則3年以内）により、**特定技能1号水準の技能を有する外国人材を育成**するとともに、当該分野における人材を確保することを目的とする制度。**令和9年4月施行**。
※育成就労産業分野：特定技能制度の分野（特定産業分野）のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野。
- **令和8年1月23日**に**分野別運用方針**（各分野で定める制度の運用に関する方針。資源循環分野の内容は以下の通り。）が閣議決定され、**資源循環分野（廃棄物処分業（中間処理））は新たな対象分野**となった。
【主な内容】
〔従事する業務〕 廃棄物の中間処理を行う業務
〔受入れ可能な事業者の要件〕 優良な事業者（法令を遵守し、労働安全衛生対策等に適切に取り組む事業者）
〔受入れ見込み数〕 4,500人 〔転籍制限期間〕 2年
- 今後、**令和9年の受入れ開始を目指し**、協議会を立ち上げた。試験実施等の受入れの準備を進める予定。



環境省 資源循環ポータルサイト

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を促進するため、循環経済に関する解説、関連キーワード、法令制度及び国の取組等の情報を発信しています。さまざまな情報にアクセスできる、入り口となるサイトです。



“循環経済ポータルサイト”を検索

https://policies.env.go.jp/recycle/circular_economy/

(参考) 様々な実証支援・設備補助： 令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算（資源循環分野）一覧

予算名	主な対象素材・分野	主な支援内容		主な支援対象者	支援工程		
		実証支援	設備補助		回収	選別・解体	再資源化
① 経済安全保障の確保に貢献する金属資源等の再資源化に対する投資促進支援	ベースメタル・レアメタルなどの金属資源、リチウムイオン電池、太陽光パネル、廃プラスチック等	▶ 先進的な資源循環技術の開発 ▶ 脱炭素型リサイクルプロセスの実証 ▶ 動静脈連携による再生材供給の実証	▶ 先進的な資源循環設備 ▶ 脱炭素型リサイクル設備 ▶ サプライチェーン上の拠点となる物流・保管施設	民間事業者・団体、大学、研究機関等	○	○	○
② 太陽光パネルの再資源化促進のための環境整備	再エネ関連製品（太陽光パネル等）及びそのベース素材	▶ リサイクル体制整備（ガラスの水平リサイクル技術、効率的な回収のあり方、リサイクルプロセスの省CO2化等）	▶ 再資源化設備（再エネ関連製品のリサイクル設備等）	民間事業者・団体、研究機関等	○	○	○
③ 自動車における再生材市場構築のための産官学連携推進事業費（経済産業省連携事業）	自動車、プラスチック等	—	▶ バンパー・内装材等の破砕設備 ▶ 物性・懸念化学物質等の分析装置	民間事業者・団体等		○	○
④ 資源循環自治体フォーラム開催や地域から排出される資源性廃棄物（金属、プラスチック等の複合素材等）の再資源化による資源循環ビジネスの促進	地域の資源循環 ※対象素材に制限なし	▶ ビジネスモデル創出支援 ▶ ビジョンの作成・フォローアップ支援	—	自治体、自治体と連携した民間企業	○	○	○
	再資源化困難物（複合系、土石系、化石系、バイオマス系等）	▶ 事業性の調査分析 ▶ 試行的な販売実証 ▶ 技術実証	▶ 回収・選別・再資源化設備 ▶ 前処理設備（洗浄、脱水等）	民間事業者・団体等	○	○	○
⑤ 地域共生型廃棄物発電等導入促進事業	燃料化・熱回収（再資源化困難物） / CO2削減	—	▶ 廃棄物高効率熱回収設備 ▶ 廃棄物燃料製造設備 ▶ PCB含有変圧器等の交換	民間事業者・団体等			○
⑥ リユースの促進、食品ロス削減、サステナブル・ファッション、使用済紙おむつ、プラスチック等の資源循環等による循環型社会の実現に向けた支援等	プラスチック、食品、紙おむつ、衣類、家電・小型家電、リユース等	▶ 家庭系食品ロス削減、食品リサイクルに向けた体制強化 ▶ 自治体向け食品ロス組成調査 ▶ 食べ残し持ち帰り（mottECO） ▶ 新たなリユースビジネス、衣類回収 ▶ 物価高に資する自治体リユース取組 ▶ 紙おむつリサイクル ▶ プラスチック資源循環社会実装モデル形成支援 ▶ 家電・小型家電等の回収量拡大とルート開拓	—	自治体・民間事業者・団体等	○	○	○
⑦ SAFの供給拡大に向けた資源循環の促進	SAF原料（バイオマス系廃棄物）	▶ 省CO2型製造・社会実装に係る技術的課題の解決 ▶ 循環型ビジネスモデル構築 ▶ 原料回収・燃料化に係る技術	▶ 燃料化に係る選別・再資源化設備	民間事業者・団体、大学、研究機関等	○	○	○
⑧ リチウムイオン電池等の分別回収・再資源化等総合対策	リチウムイオン電池	▶ 製造・販売事業者等連携回収実証 ▶ 情報提供ツール構築実証 ▶ 広域回収体制構築実証 ▶ 再資源化技術開発	▶ 高度選別機 ▶ 発火検知連携システム ▶ 省CO2型資源循環高度化設備	民間事業者・団体等	○	○	○

※同じ支援施策が複数予算において重複して記載されている場合がございます。
※支援対象者については、民間事業者・団体等に大学・研究機関等も含まれる場合もございますので、各担当連絡先までご確認ください。

18

環境省 令和9年度当初要求 ～ サークュラーエコノミー ～

R8当初+R7補正 → R9

1.1 再生資源供給サプライチェーンの強靱化 415億 → 607億+事項要求

- 経済安全保障の確保に貢献する金属資源等の再資源化に対する投資促進支援

（※太陽光パネル、リチウムイオン電池等の再資源化設備補助を含む）

- 自動車等向け高品質再生プラスチック市場の構築支援

（新）再資源化事業推進のための金融的手法の導入

（新）ナフサ輸入代替を促進する国内再生プラスチックの長期安定供給体制構築支援

1.3 地域循環資源の徹底活用による地域活性化 13億 → 17億

- 資源循環に取り組む自治体の底上げ・地域の資源性廃棄物（SAF原料等）を活用した資源循環ビジネスの支援

1.5 循環経済を国民運動に 7億 → 10億

- 資源循環自治体フォーラム、循環経済パートナーシップ（J4CE）等を活用した情報発信や企業・自治体等の連携促進

19

- 世界的な（再生）資源の確保の動き
- 主な政策
 - 政府全体「循環経済行動計画」
 - 1. 再生材利用：資源有効利用促進法改正
 - 2. 再生材供給：再資源化事業等高度化法、各種リサイクル制度
 - 3. 不適正処理・不適正海外輸出対策：廃棄物処理法改正
- 「資源循環産業」
- 一層の連携が重要。そのための場（プラットフォーム）